



島根県報

平成20年 4月11日 (金)
第 1,973 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

補助金等交付規則第 3 条の規定によりしまね協働実践事業補助金の交付の対象等を定める告示	(環境生活総務課)	1
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定	(障害者福祉課)	2
平成20年度地方の臨時種畜検査の実施	(農畜産振興課)	3
土地改良区の清算人の就任の届出	(農村整備課)	3
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅	(水産課)	4
国土調査の指定	(用地対策課)	4
都市計画事業変更の認可	(下水道推進課)	4
建築物の屋根の構造を制限する区域の指定	(建築住宅課)	5

公 告

河川法の規定に基づく簡易代執行により除却した工作物の保管	(河川課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

正 誤

平成20年 3月31日付け島根県報号外第67号中	(総務課)	6
--------------------------	-------	---

告 示

島根県告示第344号

補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号)第 3 条の規定により、しまね協働実践事業補助金の交付の対象等を次のように定める。

平成20年 4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまね協働実践事業補助金

2 交付の目的

県民いきいき活動(島根県県民いきいき活動促進条例(平成17年島根県条例第37号)第 2 条第 1 項に規定する活動をいう。)及び県行政における協働を推進し、もって地域の活性化及び地域の自立に資することを目的とする。

3 交付の対象である事業及び経費並びに交付の率及び限度額

交付の対象である事業	交付の対象である経費	交付の率	交付の限度額
県内において活動する特定非営利活	補助事業に要する経費のうち、旅費、	交付の対象である経	1事業につき

動法人、事業者その他の民間の団体が提案する事業のうち、地域の活性化及び地域の自立に資するもので知事が認めるもの	通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、使用料・賃借料（備品のリース料を含む。）、賃金その他知事が認めるもの	費の10分の10以内	2,000,000円以内
---	---	------------	--------------

4 その他

補助金を交付する団体は、公開審査会で申請内容を審査のうえ、決定するものとする。

島根県告示第345号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年4月11日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人やまゆり	短期入所生活介護	やまゆり短期入所事業所	島根県出雲市佐田町一窪田1961番地5	平成20年4月1日
	介護予防短期入所生活介護			
社会福祉法人かなぎ福祉会	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所 かなぎ園	島根県浜田市金城町七条イ1046番地5	平成20年4月1日
	介護予防短期入所生活介護			
石西厚生農業協同組合連合会	短期入所療養介護	介護老人保健施設せせらぎ	島根県鹿足郡津和野町枕瀬218-24	平成20年3月31日
	介護予防短期入所療養介護			

島根県告示第346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び同法第32条第1項に規定する指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成20年4月11日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 みけねこ	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 ショップみけねこ	松江市古志原5丁目820番地13	平成19年7月1日
医療法人社団 清和会	短期入所	短期入所事業所「ひまわり」	浜田市港町285-1	平成19年7月1日
共立紙工株式会社	就労継続支援B型	バックしまね	松江市西川津町1534-3	平成19年8月1日

社会福祉法人 島根整肢学園	相談支援	肢体不自由児施設 松江整肢学園	松江市東生馬町15番地 1	平成19年 8 月 1 日
株式会社きのこハウス	就労継続支援 A 型	株式会社きのこハウス	益田市虫追町口320番地100	平成19年 10月 1 日
特定非営利活動法人ふれんど	就労継続支援 B 型	特定非営利活動法人ふれんど 木次事業所さくらんぼ	雲南市木次町新市 3 番地	平成19年 10月 1 日
ウエルビィ株式会社	居宅介護	サンキ・ウエルビィ介護セ ンター浜田	浜田市黒川町4196番地 岡本 ビル 2 F 1 号	平成19年 11月 1 日
ウエルビィ株式会社	重度訪問介護	サンキ・ウエルビィ介護セ ンター浜田	浜田市黒川町4196番地 岡本 ビル 2 F 1 号	平成19年 11月 1 日
やすぎ農業協同組合	居宅介護	J A やすぎヘルパーステー ション	安来市飯島町1205番地 1	平成19年 12月 1 日
やすぎ農業協同組合	重度訪問介護	J A やすぎヘルパーステー ション	安来市飯島町1205番地 1	平成19年 12月 1 日
社会福祉法人 はびねす福 祉会	就労継続支援 B 型	益田市障害者福祉センター あゆみの里就労継続支援 B 型	益田市横田町2087 - 1	平成19年 12月 1 日
特定非営利活動法人 だん だん	就労継続支援 B 型	さくらの家	隠岐郡海士町大字海士1490番 地	平成20年 1 月 1 日

島根県告示第347号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定により、平成20年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成20年 4 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成20年 5 月24日から平成21年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 2 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があったので、同法第68条第 2 項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成20年 4 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

隠岐郡海士町西福井土地改良区

1 就任した清算人の氏名及び住所

川本 務 隠岐郡海士町大字福井368 - 2

田中 稔 隠岐郡海士町大字福井226 - 1

奥田 和司 隠岐郡海士町大字福井226

大江 智 隠岐郡海士町大字海士71
 中畑 博光 隠岐郡海士町大字海士165
 志賀 和徳 隠岐郡海士町大字海士198
 大江 和彦 隠岐郡海士町大字海士208 - 2

2 就任年月日

平成20年2月21日

島根県告示第349号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成16年島根県告示第197号による保険に付すべき義務は、平成20年2月26日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

惠曇加入区

島根県告示第350号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成20年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成20年3月31日	浜田市	河内町 地区	告示の日から平成21年3月31日まで

島根県告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
吉賀町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
六日市都市計画下水道事業
吉賀町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成19年3月31日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

島根県告示第352号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条の規定に基づき、建築物の屋根の構造を制限する区域を次のとおり指定する。

平成20年 4 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市

松江圏都市計画市街化区域。

ただし、昭和27年島根県告示第221号、昭和46年島根県告示第107号及び平成16年島根県告示第121号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江県土整備事務所及び安来市役所に備えて一般の縦覧に供する。

東出雲町

松江圏都市計画市街化区域。

ただし、昭和46年島根県告示第107号及び平成16年島根県告示第121号で指定した区域を除く。

関係図面は、島根県土木部建築住宅課、松江県土整備事務所及び東出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

公 告

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第 1 項の規定に基づき命じた措置について、同条第 3 項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第 4 項の規定により当該工作物を保管したので、同条第 5 項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の 3 第 1 項第 2 号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第 9 項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成20年 4 月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶 F R P 船 1 隻
係留施設一式及びその付属物一式
- 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
 - 場所
一級河川斐伊川水系上追子川（松江市学園南地内）において、新向島橋下流約50mの左岸
 - 日時 平成20年 3 月25日 12時00分
- 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 日時 平成20年 3 月26日 9 時00分
 - 場所 松江市富士見町地内の県有地
- 当該工作物を返還するため必要な事項
 - 当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の提示
 - 所有者等であることを証明する書類の提示
- 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒690 - 0011 松江市東津田町1741 - 1

島根県松江県土整備事務所維持管理部管理グループ 電話0852 - 32 - 5734

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年4月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

八束郡東出雲町大字今宮233番3

面積 1,108.00平方メートル（B工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字今宮336番地

天理教出雲郷分教会

代表役員 石本 洋一

正

誤

平成20年3月31日付け島根県報号外第67号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から14	第 号	第290号